

連合長崎地域協議会

平成28年度政策要求
に対する回答

長 崎 市
平成28年2月

会館建設費供託台帳

本誌掲載期平82期平
巻四第拾二

市 報 是
月2年82期平

連合長崎地域協議会 2016年度政策制度要求とその考え方

ページ 担当

- | | ページ | 担当 |
|---|-----|----------------|
| 1. 産業政策 | | |
| 1) 未来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを更に強化・推進すること。併せて、県内UIターン者への地場産業への雇用の場を提供すると共に、企業誘致や雇用の働きかけを県と連携を図り推進すること。 | 1 | 商工 |
| 2) 市の入札、発注、契約にあたり、公正労働基準の確保、環境保全、安全衛生等社会的価値も併せて評価する総合評価方式の全面的な導入・拡充を行うこと。また、公契約条例を制定する等の法令整備を進め、公契約における公正労働基準や労働関係法令の遵守を徹底すること。 | 2 | 理財 |
| 2. 雇用・労働政策 | | |
| 1) 雇用の安定と賃金水準の底上げをはかるため、長崎市内企業の引率者でもある市が率先し正規職員の雇用拡大をはかること。また、臨時・非常勤等職員の正規登用制度を検討すること。
また平成27(2015)年4月に施行された改正パートタイム労働法が施行された。公務職場は法の適用外となっているが、法の趣旨を踏まえて、臨時・非常勤等職員の労働条件についても適切な対応を行うこと。 | 3 | 総務 |
| 3. 中小企業政策 | | |
| 1) 中小企業への資金調達支援やものづくり産業（中小企業）への行政支援を引き続き充実させ、企業訪問等を通じた、きめ細やかな経営支援を図ること。 | 4 | 商工 |
| 4. 都市計画・住宅政策 | | |
| 1) 安心・安全な住まいとまちづくりを推進されたい。個人住宅における耐震やバリアフリー、省エネの為に改修工事に対する促進税制の充実と、その対象を拡充し、安心して生活できる街づくりの推進を図るとともに、耐震補強の改修に対する補助を強化する。 | 5 | 都計
理財
建築 |
| 5. 福祉・社会保障政策 | | |
| 1) 長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。 | 6 | 市健 |
| 2) 平成27(2015)年3月に策定された、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民の目線に立った具体的な子育て支援施策を行うこと。また、計画に基づく施策の実施状況については、点検・評価しながら、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。 | 7 | こども |
| 3) 平成27(2015)年4月からの生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進めること。また、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への公的賃貸住宅の供給を推進するよう図ること。 | 8 | 福祉
建築 |
| 6. 教育政策 | | |
| 1) 義務教育費国庫負担制度を堅持するよう関係機関に働きかけるよう強く要望する。また、給与費の国庫負担率については、三位一体改革前の基準である2分の1に早期復元するよう国に要請すること。 | 10 | 教委 |
| 2) 学校における集団フッ化物洗口について、長崎県議会においては「長崎県歯・口腔の健康づくり条例」に関する「附帯決議」が付されていることから、その主旨を踏まえ安易な事業拡大を図ることがないように慎重に対応すること。 | 11 | 教委
市健 |
| 3) 学校図書館司書・特別教育支援員等、学校教育をサポートする人的な配置のより一層の充実を図ること。 | 12 | 教委 |
| 4) 現在、国・県・市の学力調査の実施については、校区・学校の序列化と過度の競争による弊害を考慮し、学校ごとの調査結果の公表を行わないようにすること。 | 13 | 教委 |

	ページ	担当
7. 男女平等政策		
1) 長崎市として、女性の雇用増進や賃金格差に歯止めをかけ、先進的な取り組みを行うこと。	14	商工 総務
併せて、男性が共に子育てに関わることができる働き方の実現、実効性の確保のためにも、特に低迷している男性の育児休業取得を促進にむけた取り組みを長崎市が率先しておこない、地域として育児を推進する風土づくりを進めること。		
また、長崎市特定事業主行動計画に基づく男性職員の育児休業の取得状況を示すこと。		
8. 地方行政政策		
1) 市民の重要な個人情報不正取得されることを防止するため、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入すること。	15	市生
2) 「長崎市まち・ひと・しごと総合戦略」については、策定時のみならず、総合戦略策定後も「産・学・官・金・労・言」および地域住民の幅広い目線で検証し、適宜必要なフォローを行うこと。	16	企財
3) 地域のセーフティネットとして、自治体が役割を果たし、公共サービスを確立するためには、地方交付税による財源保障・財政調整機能の充実が必要となっており、地方交付税総額の実質的な確保を「国と地方の協議の場」等において、政府への意見反映を行うこと。	17	企財
4) 行政サテライト化により市域内全域の行政サービスの格差解消が図られようとしているが、地域によっては人口減少が進行し、コミュニティの消滅の危機さえさやかれ始めている。特に旧合併町地域においては、合併10年が過ぎても、なかなか地域活性化の方策が確立されていない。人口減少対策及び地域活性化対策を充実させること。	18	企財 総務
5) 被爆体験者については、当事者の立場になって早急に、被爆者健康手帳交付に向け誠意を持って対応を講じること。また、二世・三世について健康調査を含めた救護策を検討すること。	19	原対
9. 消費者政策		
1) 振り込め詐欺など「特殊詐欺」被害の撲滅に向け、県警、金融機関、自治会等との連携を強化し、積極的な啓発活動を強化すること。	20	市生
2) 社会人における必要最低限の金融知識を学ぶため、市民（新社会人）を対象としたセミナー等を開催すること。また、学校教育（高校・大学）等においても学ぶ場を設けるよう、働きかけを行うこと。	21	市生
10. 防災・減災政策		
1) 大規模災害時に、市民への迅速な融資を可能とするため、地方公共団体金融支援の制度化を行うこと。	22	防災 市生 商工 水農
11. 政治政策		
1) 平成28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、実効性のある啓発活動、環境整備を行うこと。	23	選管
12. 食料・農林水産業政策		
1) 「地産地消」事業の推進により長崎の食をPRするとともに、食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。	24	水農
13. 環境政策		
1) 長崎県では、観光事業の拡大を基に、国の選定を受け、「次世代自動車インフラ整備促進事業」が展開されており、平成25(2013)年3月からは、国の充電器支援制度が拡充された。観光都市長崎を強く宣伝・強化するためにも、引き続き充電環境の積極的な整備促進を図ること。	25	環境
また、水素を使用した燃料電池自動車（FCV）の導入についても、国と連携して環境の整備の取り組み等を検討・推進を行うこと。		

14. 交通政策	ページ	担当
1)「交通政策基本法」の理念に基づき、審議会・協議会の提案や、意見交換の場所の提供等、地域公共交通問題の解決に向け具体的な取り組みを実施すること。	26	都計
2)交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎市として具体的な施策を行うこと。	27	都計
3)自家用車によるライドシェアサービス(白タク行為)を特区・交通空白地にて容認する意向が政府より出されているが、安全面で問題があり、長崎市においてはこのような特区を要望しないこと。また過疎地・交通空白地では「自家用有償旅客運送」にて対応すること。	28	都計
4)「改正タクシー特措法」に基づき、本年8月に長崎交通圏も特定地域の指定を受け、これにより「強制減車・営業制限」ができるようになった。適正車両数までの「強制減車・営業制限」を行うよう、是非「長崎モデル」とした発信を行うこと。	29	都計
5)交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (1)適切な信号の配置・制御 (2)バス専用通行帯(特に通勤・通学時間)の違法走行・駐車取締強化 (3)ノーマイカーデー取り組み(周知)強化 (4)パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大 (5)長崎市北部地区渋滞緩和策として ①住吉・赤迫間の道路幅拡幅 ②道ノ尾交差点の長与方面への右折帯の延長	30	(1)土木 (2)土木 都計 (3)土木 環境 (4)(5) 土木
6)地域ICカード「長崎スマートカード」の運用にあたり、既存システムの更新に活用できる補助制度の拡充を講じること。	36	都計
7)公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。	37	都計
8)公共交通機関の利便性向上のため、以下の施策を行うこと。 (1)「蚩茶屋・正覚寺・赤迫」電停付近にタクシー乗り場を設置すること。 (2)市庁舎移転計画に於いて設計段階から玄関付近に利便性と安全性の高いタクシー乗り場を確保すること。	38	(1)土木 (2)企財
9)トラック、タクシー駐車ベイの増設を行うこと。また、既存ベイの違法駐車摘発を強化すること。	40	土木
10)長崎の玄関口にあたる「長崎空港」にタクシーの迎車スペースを設置するよう、長崎市より長崎県並びに長崎空港・大阪航空局長崎空港事務所へ引き続き要請を行うこと。	41	土木
15. 観光政策		
1)長崎市内の宿泊・休憩施設について、長崎市として既存施設充実の補助金創設や増設に向けた支援を行うこと。	42	文観
2)現在主要な観光地である、「めがね橋」「出島」「小菅そろばんドック」において公設の駐車場を設置すること。	43	文観

100 100
101 101
102 102
103 103
104 104
105 105
106 106
107 107
108 108
109 109
110 110
111 111
112 112
113 113
114 114
115 115
116 116
117 117
118 118
119 119
120 120

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 1. 産業政策 1) 未来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを更に強化・推進すること。併せて、県内UIターン者への地場産業への雇用の場を提供すると共に、企業誘致や雇用の働きかけを県と連携を図り推進すること。			
回 答 未来を担う若年者を地元に着させることは、重要課題であると認識しています。 現在、若年者の県外流出防止策としましては、一般若年求職者やUターン希望者を対象にした合同企業面談会を長崎県や長崎労働局との連携により実施しているほか、長崎市に事務局を置く長崎地域雇用創造協議会においても年2回開催しています。 また、地元学生の積極的な就職活動の意識醸成や地元企業への認知度向上を目的に、大学・短大・専門学生と地元企業との交流会である、学生地元就職促進事業を平成22年度から実施しているところです。 その他、平成27年度からはUIJターン就職の促進にも取り組み始めました。 これは学生や一般若年求職者に対して地元企業の情報等を提供し、また、最新の学生の就職動向を調査するために、特に人材流出が多くみられる首都圏・福岡都市圏の大学や関係機関を訪問し、周知・広報活動を行うものです。 また、県外で開催される合同企業面談会等に出展して県外の人材確保に努める地元中小・零細企業に対し、その経費の一部を補助するものです。 雇用の創出に即効性が高い企業誘致につきましては、現在、(公財)長崎県産業振興財団へ職員を2名派遣するなど、積極的な誘致を進めています。 その結果、製造業では平成25年12月に、長崎市営では初の工業団地である長崎テクノヒル茂木へ、自動車部品のプーリと呼ばれる滑車を製造している国内最大手企業である株式会社カネミツの立地が決定し、平成27年5月には研究開発施設であるカネミツリサーチセンターとして第1期の事業を開始、また、8月には長崎工場が完成し、12月から本格稼働しております。 また、オフィス系の企業誘致では、平成25年度以降、AIGグループをはじめとして、保険金支払事務やコールセンターなどの立地申入れが続き、雇用形態は地域限定正社員として採用されている状況です。一方で、オフィス系企業誘致の受け皿である市内のオフィスフロアが現在不足していることに対しても、良質なオフィスビルの建設を促すためのインセンティブ制度創設等、方策の検討を進めています。 今後も、更なる雇用の創出に向けて、国や県と連携を図りながら、若年者の雇用促進及び企業誘致に取り組んでまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	理財部	契約検査課
<p>事 項</p> <p>1. 産業政策</p> <p>2) 市の入札、発注、契約にあたり、公正労働基準の確保、環境保全、安全衛生等社会的価値も併せて評価する総合評価方式の全面的な導入・拡充を行うこと。</p> <p>また、公契約条例を制定する等の法令整備を進め、公契約における公正労働基準や労働関係法令の遵守を徹底すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>総合評価方式につきましては、建設工事におきまして平成 19 年度から試行しており、平成 22 年度から、設計労務単価以上の労務賃金の支払いを条件とした総合評価方式の試行を実施しております。</p> <p>また、公契約条例については、平成 25 年度に制定自治体など 10 自治体の条例等の効果、課題などを調査し、検討したところです。</p> <p>制定している市における賃金への影響については、条例で定めた下限額を上回っているかどうかの確認は行っていますが、条例により賃金が上がったかどうかは把握していない状況であり、また、公契約条例の対象となった業務委託において、業者内に当該業務従事者とそれ以外の者の賃金に格差が生じている事例があるということを知っております。</p> <p>条例制定を見送った市については、労働者の賃金や労働条件は、労働関係諸法令に基づき、労使の当事者間で適切に処理されるもので、発注者である地方自治体が個々の労働契約に介入することは困難であり、これについては国の法整備を最優先すべきであるなどの考えや、市に対し企業経営への介入であるとの反対の意見があったというものもありました。</p> <p>このようなことから、公契約条例の制定につきましては、以前と同様、慎重にならざるを得ない状況であると考えております。</p> <p>しかしながら、現在の「長崎市元請・下請関係適正化指導要綱」や「雇用環境報告書」のほか、他都市の取組みを参考にしながら、発注者である自治体としてできるものについて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>なお、平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月及び平成 27 年 2 月に設計労務単価の大幅な引き上げがなされ、また、平成 26 年 6 月に建設工事の適正な施工及び品質、その担い手の確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正されました。このような国の動きにも、的確に対応しながら、労働環境の改善に取り組んでいきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	総務部	人事課
<p>事 項</p> <p>2 雇用・労働政策</p> <p>1) 雇用の安定と賃金水準の底上げをはかるため、長崎市内企業の引率者でもある市が率先し正規職員の雇用拡大をはかること。また、臨時・非常勤等職員の正規登用制度を検討すること。</p> <p>また平成 27(2015)年 4 月に施行された改正パートタイム労働法が施行された。公務職場は法の適用外となっているが、法の趣旨を踏まえて、臨時・非常勤等職員の労働条件についても適切な対応を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>正規職員につきましては、本市の業務を処理するうえで、本来的に必要な職員の職に欠員を生じた場合に任用する職員であり、将来的に必要な職員数の目標を定めたうえで、計画的な採用を行っております。</p> <p>一方、嘱託員及び臨時職員につきましては、正規職員の育児休業や中途退職による欠員、さらには一時的な業務繁忙等による一定期間の配置の必要性がある場合に、1年以内の必要な期間で任用する期限付任用職員であり、継続しての任用を前提としたものではありません。なお、これら嘱託員等の報酬等につきましては、地方公務員法の均衡の原則に則り、市内の民間企業における賃金の状況や、長崎県及び県内の自治体の状況、さらには中核市における状況などを調査したうえで決定しております。</p> <p>なお、いわゆるパートタイム労働法につきましては、その目的等が法令に基づいて任免、服務、勤務条件等が定められている公務員にはなじまないことから適用除外とされているところではありますが、今後とも、職員の任用や勤務条件に関しては、地方公務員法をはじめとする関係法令の規定の趣旨等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	商工部	産業雇用政策課 商業振興課
<p>事 項</p> <p>3. 中小企業政策</p> <p>1) 中小企業への資金調達支援やものづくり産業（中小企業）への行政支援を引き続き充実させ、企業訪問等を通じた、きめ細やかな経営支援を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>中小企業への資金調達支援につきましては、中小企業向けに資金調達の円滑化による経営の健全化及び事業の安定化を図ることを目的とした「長崎市中小企業融資制度」を設けて、支援を行っています。また、金融機関OBの金融相談員を商工部内に配置し、中小企業の方々からの融資制度等に係る金融相談に随時応じているほか、中小企業コーディネーターや雇用コーディネーターが中小企業を訪問し、各種支援制度の活用をアドバイスしてきめ細やかな経営支援を図っているところです。このほか、融資制度のうち、市内で新たに創業しようとする方に対する「長崎市中小企業創業資金」につきましては、平成27年度から市内の長崎商工会議所、ほか4地区商工会を窓口にして、「創業サポート長崎」事業による行政と金融機関、商工団体等による創業支援の体制により、この事業と連携して、創業に関する相談・経営指導から、資金調達・融資までの相談が一連ででき、円滑な創業支援がなされるようになっております。</p> <p>また、ものづくり産業を担う地場中小製造業への支援につきましては、市内大手造船所の大型客船建造やLNG船などの高付加価値船の建造に必要な高度溶接や艀装に対応できる技術者等が必要とされていることから、これを地場で賄えるよう、平成25年7月に厚生労働省より採択を受けた「ながさき海洋・環境産業雇用創造プロジェクト」などにより、関係団体・企業者と連携のうえ、支援に取り組んでいるところです。</p> <p>このほか、長崎工業会が取り組んでいる、新たな企業連携、人材育成、生産現場のカイゼン活動に対する支援について、引き続き取り組んでいきたいと考えています。また、地場中小企業の優れた製品や技術について市が「優れモノ」として認証し、県外の展示会への出展の支援等を行っています。</p> <p>長崎市としましては、今後とも、中小企業のニーズの把握等にも努めるとともに、関係機関との連携を深めながら、中小企業の経営安定支援策の充実を図ってまいります。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部 理財部 建築部	都市計画課 資産税課 建築指導課
事 項 4. 都市計画・住宅政策 1) 安心・安全な住まいとまちづくりを推進されたい。個人住宅における耐震やバリアフリー、省エネの為の改修工事に対する促進税制の充実と、その対象を拡充し、安心して生活できる街づくりの推進を図るとともに、耐震補強の改修に対する補助を強化すること			
回 答 安全・安心な住まいづくりを推進するために、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅（旧基準木造住宅）については、地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修計画、耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成しております。 平成28年度からは「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」において、耐震改修とあわせて一定の防火改修工事を行った場合については上乘せして補助を行うこととしており、除却工事についても、対象地域を現在の「地震時等に著しく危険な密集市街地」から「斜面市街地」も含めた地域に拡大する予定としているところです。 固定資産税につきましても、地方税法に基づき、要件を満たす耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に対する減額措置を講じております。 また、現在、「長崎市都市計画マスタープラン」の見直しを行っており、人口減少や超高齢化社会に対応した、市民にとって快適で充実した暮らしを続けられる都市づくりを進めることとしています。 具体的には、市の中心部や地域の主要な場所に、医療、福祉、商業等の都市機能の集約を図り、公共交通などにより相互に連携した都市構造の実現を目指すことで、都市全体としても環境負荷が小さく、効率的でコンパクトな市街地の実現が図れるものと考えております。 また、公共交通ネットワークの強化や公共交通空白地域の解消に努めるとともに、車両や歩行者空間のバリアフリー化など、すべての人に優しい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進めていきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>5. 福祉・社会保障政策</p> <p>1) 長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎みなとメディカルセンター市民病院については、平成 26 年 2 月 24 日に第 1 期棟が開院し、心臓血管外科の新設やサイバーナイフの導入など、診療機能の充実をはじめ、ヘリポートやハイブリッド手術室を整備するなど、ハード・ソフト両面にわたり、医療機能が向上し、新しい病院に生まれ変わりました。</p> <p>平成 24 年 4 月の地方独立行政法人化以降、形成外科、臨床腫瘍科、脳神経外科及び心臓血管外科の新設に伴う専任医師の配置や休診していた眼科を再開するなど医療機能の充実を図り、医療提供体制の向上と患者サービスの充実を図っております。</p> <p>また、周産期医療につきましても、地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、充実に努めるとともに、人材の育成を含め、住民が安心できる継続的な医療提供体制の構築に取り組むよう、病院機構に対し、第 2 期中期目標において指示しております。</p> <p>なお、長崎市立病院機構の平成 26 年度の決算は、診療科の再開などにより新規入院患者数が増加するとともに、平均在院日数が短縮し、医業収益は増加したものの、体制整備のための人件費の増加などにより法人全体として約 14 億 9300 万円の赤字であったことから法人運営に当っては、中長期的な収支計画を立て、安定した経営基盤の確立を目指し取り組んでいくよう指導を行っております。</p> <p>平成 28 年度予算においても、救急医療、周産期医療や結核医療などの不採算医療等について、地方独立行政法人法の規定に基づき、その経費の一部を市が負担することとしております。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>5. 福祉・社会保障政策</p> <p>2) 平成 27(2015)年 3 月に策定された「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民の目線に立った具体的な子育て支援策を行うこと。また、計画に基づく施策の実施状況については、点検・評価しながら、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市子ども・子育て支援事業計画につきましては、学識経験者や保育所・幼稚園、放課後児童クラブの関係者、子育て中の保護者等から構成される長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長崎市版子ども・子育て会議）において、審議をいただき、平成 27 年 3 月に策定しました。</p> <p>計画には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の今後の量の見込み（需要）とその確保策（供給）を中心に、ひとり親家庭への支援や母子保健の取り組み、児童虐待の防止や子育てと仕事の両立などの施策を盛り込んでいます。</p> <p>今後は、この計画に基づき、市民目線に立った子育て支援策を行い、長崎市が更に子育てしやすいまちとなるよう、取り組んでまいります。</p> <p>計画の進捗状況につきましては、毎年、同審議会において点検・評価するとともに、進捗状況や評価結果を長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等で公表し、市民への周知を図ることとしております。</p> <p>また、計画で定めた「量の見込みと確保策」と実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合など、必要に応じ、計画の見直しについて検討することとしております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	福祉部 建築部	生活福祉 2 課 住宅課
<p>事 項</p> <p>5. 福祉・社会保障政策</p> <p>3) 平成 27 (2015) 年 4 月からの生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進めること。また、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への公的賃貸住宅の供給を推進するよう図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者の自立促進を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」が、平成 27 年 4 月から施行されることから、平成 26 年度からモデル事業として、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会へ委託、同協議会内に長崎市生活支援相談センター（以下「センター」という。）を設置して、「自立相談支援」及び「家計相談支援」に取組み、平成 27 年度からは本格実施しています。なお、センターでは、離職して求職している方のうち、住居を喪失又は喪失のおそれのある生活困窮者に対し家賃の補助等を行う「住居確保給付金の支給」に係る受付業務を、平成 27 年度から、国の指針に基づき、市社会福祉協議会に委託して、自立相談支援事業の相談窓口と一元化して利便性の向上を図っております。住居確保給付金の実績としては、平成 27 年度の 12 月末までに、支給決定者 49 人、就職者数 43 人となっております。</p> <p>市営住宅では、計画的に福祉対応のため「浴室や便所への手摺設置」、「浴槽及び便器の高齢者対応」などの住戸の改善に取り組むこととしており、高齢者へも配慮した住宅への改善を行っております。また、建替え時においても、各住戸のバリアフリー化を実施し高齢者対応住戸にするとともに、必要に応じ高齢単身者向けの住戸を想定し、1DKタイプの住戸を設定したり車椅子対応住戸を配置するなど多様な世帯に配慮しております。また、建替え時には定期借家制度を導入し子育て世帯について、優先的な入居を実施しております。</p> <p>市営住宅の定期募集時につきましては、高齢者、障がい者、子育て世帯等の特に配慮が必要な世帯について一定割合の優先入居枠を設け、入居収入基準についても、高齢者世帯、障害者世帯子育て世帯等を、一般の世帯より多くの所得があっても入居を認める裁量階層として位置付け、特に子育て世帯については、対象の範囲を義務教育終了までの者がいる世帯に拡大するなどの配慮を行っております。また、定期募集時において応募が無かった住宅については随時に募集を行っております。その他、高齢者向け優良賃貸住宅として、小曾根町、岩川町に 2 棟 42 戸を供給しております。</p>			

公営住宅の適正運営の推進におきましては、公営住宅法に基づく収入基準額を超過している入居者については、住宅を明け渡すように努力する義務が発生していることを通知し、且つ、家賃に割増賃料を課することにより当該住宅の明け渡しを促しております。また、その中でも一定の収入基準を超える高額収入がある入居者については、明渡請求を行っております。

いづれにしましても、今後とも、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援の充実とともに、公営住宅の適正運営に努めてまいりたいと考えております。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	教育委員会	総務課・学校教育課
<p>事 項</p> <p>6 教育施策</p> <p>1) 義務教育費国庫負担制度を堅持するよう関係機関に働きかけるよう強く要望する。 また、給与費の国庫負担率については、三位一体改革前の基準である2分の1に早期復元するよう国に要請すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>義務教育は、国民として共通に身に付けるべき基礎的資質を培うもので、全国どの地域においても一定の水準で行われなければならないと考えております。</p> <p>また、国は、教育の機会均等とその水準の維持向上について責任をもって行うべきものであり、これを財源的に保障しているのが義務教育費国庫負担制度であると認識しております。</p> <p>平成18年度から、義務教育費の国庫負担の割合が、2分の1から3分の1に引き下げられ今日に至っておりますが、国が責任をもって義務教育を行うという原則は変わっていないととらえております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、今後とも義務教育費にかかわる必要な財源は、国において確実に保障されなければならないという考えをもっており、国の負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持するよう補助制度の拡充、地方交付税の増額について、全国都市教育長協議会や長崎県市町村教育委員会連絡協議会などあらゆる機会をとおして文教施策と予算に関する要望を行っているところです。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	教育委員会 市民健康部	健康教育課 健康づくり課
事 項 6 教育施策 2) 学校における集団フッ化物洗口について、長崎県議会においては「長崎県歯・口腔の健康づくり条例」に関する「附帯決議」が付されていることから、その主旨を踏まえ安易な事業拡大を図ることがないよう慎重に対応すること。			
回 答 平成 22 年 6 月に「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が施行され、その中で学校等におけるフッ化物洗口の普及がうたわれております。その普及にあたりましては、平成 25 年 3 月の県議会において附帯決議が付されたところです。その内容としては、実施にあたって事業内容の理解の醸成を図り、責任の明確化のもと、説明会等は、賛否両者の意見を明らかにしたものとすること等が示されております。 長崎市における市立小学校での実施状況でございますが、平成 27 年 11 月末現在で、小学校 10 校で集団フッ化物洗口が実施されており、本年度中に更に 6 校程度が実施する見込みでございます。 教育委員会といたしましては、フッ化物洗口は、子どものむし歯を防ぐというだけではなく、一生を通じてむし歯になりにくい歯を育てるということから、その有効性を認識しているところでございます。しかしながら、薬剤を使用するという性質上、学校で取り組む場合には、学校歯科医、学校薬剤師はもとより、教職員、保護者など関係者の十分な協議が不可欠であり、その合意のもと実施すべきであると考えております。さらに、実施に関しては、保護者に対しても使用薬剤やフッ化物洗口の実施手順などを十分に説明し実施することが必要であると考えています。 そのため、関係部局と連携し、フッ化物洗口導入の際は、学校からの要請に応じて保護者及び教職員の事業に対する理解を深めるため、長崎大学歯学部歯科医師等、専門家を派遣し説明会を実施する体制をとっております。その説明会資料の中にも、附帯決議や日本弁護士会連合会の意見書の要旨や過剰摂取による影響等も記載され、医学的知見をふまえた適切な説明がなされていると認識しております。 今後とも、学校におけるフッ化物洗口の実施につきましては、保護者及び教職員の事業内容に対しての理解の醸成を図りながら、集団フッ化物洗口の推進に努めてまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	教育委員会	学校教育課 教育研究所
事 項 6 教育政策 3) 学校図書館司書・特別教育支援員等、学校教育をサポートする人的な配置のより一層の充実を図ること。			
回 答 教育現場には多様なニーズがあることから、市教育委員会といたしましては、学校図書館司書や特別支援教育支援員、学校相談員等を市独自で配置しております。 各職種の人員につきましては、教員免許を有する者や司書の有資格者等、教育現場のニーズにあった人材を確保することとしております。 学校図書館司書につきましては、平成 21 年度に 4 人の専任司書をモデル事業として配置し、その効果を踏まえ拡充を図り、平成 27 年度からは小中学校の 9 年間を見通した学校図書館教育を推進するため、原則 1 人 2 校体制とし、43 人を配置しております。また、読書の推進や学力向上を図ることを目的として、長期休業中においても中学校図書館を開放するため、中学校配置司書は年間雇用としております。 特別支援教育支援員については、支援が必要と認めるすべての小中学校に配置しております。平成 27 年度は、小中学校 69 校に 91 人を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っております。今後も実情に応じて適正配置に努めてまいります。 また、平成 27 年度は、スクールソーシャルワーカー 9 人を派遣し、不登校・ひきこもり対策も含めて非行・暴力・虐待等の問題を抱える児童生徒への対応を強化しております。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒を取り巻く環境に働きかけるので、これまで以上に関係機関との連携が強化され、子どもを取り巻く環境をよりよいものに改善することができると考えております。 今後とも、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進してまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>6. 教育政策</p> <p>4) 現在、国・県・市の学力調査の実施については、校区・学校の序列化と過度の競争による弊害を考慮し、学校ごとの調査結果の公表を行わないようにすること。</p>			
<p>回 答</p> <p>全国学力調査の結果公表については、平成 25 年 11 月末に文部科学省から出された方針により「市町村教育委員会は、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるため、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の配慮をしつつ、独自の判断で、学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能である」とされております。配慮する具体的な事項については、学校別成績を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わないことなどです。</p> <p>長崎市といたしましては、すべての学力調査の結果を、生活状況の調査を含め分析し、その後の学力向上につなげるとともに、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、平成 26 年度から市全体の平均正答率を改善方策とともに公表することとしております。また、序列化や過度な競争が生じないよう、学校別結果は公表しておりません。</p> <p>なお、各学校は 7 年間にわたって見ることが可能になり、個々の課題を把握し、個に応じた指導を行っております。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	商工部 総務部	産業雇用政策課 人事課
<p>事 項</p> <p>7. 男女平等政策</p> <p>1) 長崎市として、女性の雇用増進や賃金格差に歯止めをかけ、先進的な取り組みを行うこと。</p> <p>併せて、男性が共に子育てに関わることができる働き方の実現、実効性の確保のためにも、特に低迷している男性の育児休業取得を促進にむけた取り組みを長崎市が率先しておこない、地域として育児を推進する風土づくりを進めること。</p> <p>また、長崎市特定事業主行動計画に基づく男性職員の育児休業の取得状況を示すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>少子高齢化により、労働力人口の減少が進む中、男女ともにすべての労働者がその能力を十分発揮し、安心して働くことのできる環境を整備することは重要です。</p> <p>長崎労働局においては、ポジティブ・アクション（男女の均等な機会・待遇を確保するために、企業が行う自主的かつ積極的取組み）を促進するため、県内の企業を訪問し、促進要請等を行っています。また、事業所内保育施設の設置運営や労働時間の改善等のための各種助成金のほか、子育てサポート企業であることを対外的にアピールでき、税制面での優遇が受けられる「くるみん制度」等により、仕事と家庭の両立や女性の活躍推進に積極的に取り組む企業への支援を行っているところです。</p> <p>長崎市としましては、仕事と家事・育児等の両立ができる職場環境をつくるためには、こうした支援制度を確実に企業に伝える必要があると考えておりますので、今後も、国や関係機関と連携を取りながら、広く周知を図ってまいります。</p> <p>また、本市職員の育児休業等の制度につきましては、法律の改正等にあわせて、男性の育児参加の機会を促進するための制度の拡充などを行っており、様々な機会を通じて制度等の周知を図ることで、職員や職場の意識への浸透を図りながら、男性の育児休業や育児参加休暇等が取得しやすい職場環境づくりに努めているところです。なお、平成26年度における男性職員の育児休業取得率は、3.9%となっております。</p> <p>今後とも、男性職員の育児休暇等の取得促進に係る周知等も積極的に行ながら、職員や職場の意識への浸透を図りつつ、男女がともに仕事と子育てを両立しながら働き続けることのできる職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	市民生活部	市民課
事 項 8 地方行政政策 1) 市民の重要な個人情報不正取得されることを防止するため、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入すること。			
回 答 戸籍等の証明書発行の運用におきましては、平成 20 年に法改正がなされたことで、申請の際には非常に厳格な運用を行っております。しかしながら、職務上の請求書を悪用した大きな不正請求事件（プライム事件）が発生し、長崎市内においても被害者がでており憂慮すべき事態と認識しております。 全国の市区町村の戸籍住民基本台帳事務担当者で組織する全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から国に対して、毎年、全国統一の本人通知制度導入に向けた要望をおこなっております。また、全国市長会からも国に対して、本人通知制度など個人情報保護の更なる充実を求める提言をおこなっております。 しかしながら、本人通知制度の法整備につきましては、法改正の際に検討されたものの立法化が見送られた経緯があること、不当目的による請求への抑止効果への期待がある一方で、第三者の個人情報を保護すべきなど、様々な意見があるため、法務省及び総務省からは、立法化の要望には応じ難いとの見解が示されております。 このようななか、本人通知制度を導入する市区町村は全国で3割を超えており、本人通知制度のデメリット部分として弁護士会から指摘されている、市民の正当な権利行使の妨げになることへの懸念に対して、第三者の利益が損なわれないような制度設計をおこなうことで理解を得て、導入している自治体もあります。 長崎県内においては、現在のところ制度を導入している自治体はありませんが、戸籍住民基本台帳事務協議会において、平成26年度当初より制度導入についての検討をおこなっており、県からは、早期に導入できるよう前向きな検討が求められております。 長崎市といたしましては、法に基づいた本人確認や、第三者からの請求の際の要件等を厳格に審査し運用を行うことで、引き続き個人情報保護の徹底を図るとともに、本人通知制度につきましても、第三者の利益が損なわれないような制度設計を検討し、関係機関との連携を図りながら、平成28年度の導入に向けて進めてまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	企画財政部	都市経営室
事 項 8 地方行政政策 2) 「長崎市まち・ひと・しごと総合戦略」については、策定時のみならず、総合戦略策定後も「産・学・官・金・労・言」及び地域住民の幅広い目線で検証し、適宜必要なフォローを行うこと。			
回 答 本市においては、戦略策定後に地方創生・人口減少対策を着実に推進していくためには、当事者としてかかわっていただく方をいかに増やしていくか、地方創生を推進する主体をどうつくっていくかが重要なポイントであると考えており、現場の実情に詳しい産学官金労言等の各団体や市民の皆様と多くの意見交換会やヒアリングを行い丁寧に策定していくというスタンスのもと、平成28年3月までの策定に向けて取組みを進めております。 本市の総合戦略素案においては、「人」の交流によって発展してきた長崎の歴史を継承し、「人」の交流を通じた活性化を目指す取組みを特定戦略「交流の産業化による長崎創生」として掲げております。 「交流の産業化」は、長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、それらの存在にかかるとともに、訪れた人の満足度が高いサービスを提供し、新たな事業機会や消費の増大をもたらすことで外貨を稼ぎ、所得向上や雇用創出につなげることで、また、市民が自らの個性や強みを活かせる多様な仕事の選択と新たな投資ができるまちの活性化と多様性の充実を図り、さらなる交流の好循環を図ることを目指す取組みです。 また、国の総合戦略を勘案した基本戦略として「経済を強くし、雇用をつくる」「新しいひとの流れをつくる」「安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまちをつくる」「将来を見据えたまちの基盤としくみをつくる」の4つの柱を掲げ、人口減少対策推進本部を中心に、部局横断的な検討を進めているところです。 この総合戦略については、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定のうえ、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルの確立が重要であると考えておりますので、策定後においても官民連携組織の「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」、市の推進組織である「長崎市人口減少対策推進本部」において、実施した施策・事業の効果を検証するとともに、市議会をはじめ、産学官金労言の関係団体や市民との連携のもと、必要に応じて総合戦略の改訂を行いながら、オール長崎市で総合戦略の推進を図ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	企画財政部	財政課
事 項 8. 地方行政政策 (3) 地域のセーフティネットとして、自治体が役割を果たし、公共サービスを確立するためには、地方交付税による財源保障・財政調整機能の充実が必要となっており、地方交付税総額の実質的な確保を「国と地方の協議の場」等において、政府への意見反映を行うこと。			
回 答 長崎市は、これまで国に対して、長崎県市長会等を通じて、地方分権を推進するため、国と地方の税源配分を国と地方の役割分担に見合った形に見直すことや、少子高齢化の進展により増大している社会保障関係費などの地方の財政需要を的確に把握するとともに、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化し、地方の財政需要に見合う総額の安定的確保を図るように要望してきたところです。 また、国の予算編成に向けて、全国市長会をはじめとする地方六団体においても、「国と地方の協議の場」を通じて、福祉、医療、介護、安全安心、防災・減災など住民生活に欠かせない行政サービスの基盤となる安定的な地方税財源の確保のため、地方一般財源・地方交付税の総額確保について、協議を行っております。 それらの結果、平成 28 年度については、地方税の総体が増収となる中で、地方交付税の減少を前年比 0.3%減と最小限にとどめ、地方の一般財源総額は、前年度を上回る額を確保したところです。 長崎市としましても、今後とも、長崎県市長会等を通じて、増大している地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映させるとともに、地方交付税を含め、地方の一般財源の総額確保について、引き続き要望してまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	企画財政部 総務部	地域振興課 行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>8 地方行政政策</p> <p>4) 行政サテライト化により市域内全域の行政サービスの格差解消が図られようとしているが、地域によっては人口減少が進行し、コミュニティの消滅の危機さえささやかれ始めている。特に旧合併町地域においては、合併 10 年が過ぎても、なかなか地域活性化方策が確立されていない。人口減少対策及び地域活性化対策を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>人口減少や少子高齢化が進み、また、地域の課題も変化しているなか、地域と市役所が連携して地域の課題を解決いくうえでは、市民の身近にある行政センターや支所の果たす役割がこれまで以上に重要になります。</p> <p>長崎市の重点プロジェクトの1つである「行政サテライト機能再編成プロジェクト」において、住民が暮らしやすい地域を一緒につくるために、現在の支所や行政センター、本庁の機能を再編成するなかで、地域の住民の相談・手続きや、地域が行うまちづくりの窓口である「新たな支所」と、土木事業や福祉・保健サービスなど住民の生活に密着した仕事を行う「総合支所」の機能を整備し、これらが連携して、地域全体を一体的に見て、地域の多様なニーズに迅速に対応していく体制づくりを進めていきます。</p> <p>合併地域における人口減少対策といたしましては、「ながさき暮らし推進事業」による外海地区、伊王島地区、琴海地区における定期借地による住宅用地の貸し付けや、伊王島地区における短期の交流滞在型宿泊施設の体験滞在、高島地区及び野母崎地区における中・長期型滞在施設での体験滞在などを実施してまいりましたが、平成 27 年度からは、新たな取り組みとして、琴海地区において、移住体験できる施設を整備し、定住への後押しを行うとともに、地域住民等と連携し、交流の場を設け、移住に向けたサポート体制を整えていくこととしております。</p> <p>また、現在、施行中の空き家・空き地バンクについても、その情報掲載を市全域に拡張し、民間事業者とも連携しながら充実を図り、移住促進を推進する制度の拡充を図って行くよう考えています。</p> <p>今後も、合併地域の皆さんと策定した地域振興計画に基づき、地域振興策を一層推進してまいりたいと考えています。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	原爆被爆対策部	調査課 援護課
事 項 8 地方行政政策 5) 被爆体験者については、当事者の立場になって早急に、被爆者健康手帳交付に向け誠意を持って対応を講じること。また、二世・三世について健康調査を含めた救護策を検討すること。			
回 答 <p>長崎市は、これまで被爆地域拡大是正のため様々な調査を実施し、これをもとに被爆未指定地域を被爆地域として指定するよう、国に要望して参りましたが、国は、被爆未指定地域における原子爆弾による放射能の人体への影響はないとして、被爆地域の拡大是正を認めておりません。</p> <p>しかしながら、国は、平成 11 年度に長崎市及び関係 6 町が実施した「原子爆弾被爆未指定地域証言調査」の報告書を検討し、「被爆未指定地域においては原爆放射線による直接的な影響はないが、被爆体験に起因する精神的・身体的健康影響が認められる」として、平成 14 年に被爆者援護法に基づく健康診断と援護法に準じた医療費の給付を行う「被爆体験者精神影響等調査研究事業」いわゆる被爆体験者支援事業を提案しました。</p> <p>長崎市は、高齢化する対象者への援護が急がれるなか、また、放射能の影響を解明するには長期的な研究が必要とされるなかで、関係者などの総意のもと、苦渋の決断を行い、この提案を受け入れ、現在の事業へとつなげてまいりました。</p> <p>現在は、国が求める科学的・合理的根拠を示すためには原爆による放射能の影響に関する新たな知見が必要であることから、その糸口とするため、平成 25 年 12 月に長崎市原子爆弾放射線影響研究会を設置し、これまでに 5 回会議を開催いたしました。平成 27 年度内には 6 回目の会議を開催する予定であり、今後、会議を重ねる中で新たな科学的・合理的根拠を見いだすことにつなげていきたいと考えております。</p> <p>また、平成 27 年度の長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）の要望では、「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」を国に要望したところであり、今後も高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の実情を説明し、その救済について国に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>被爆二世・三世に対する健康調査を含めた救護策につきましては、全国的な調査が必要であることから、被爆者と同様に国において実施されるべきであると考えています。</p> <p>二世健診では「多発性骨髄腫」の検査が新たに追加され、国の平成 28 年度予算に計上されたところであり、今後とも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、被爆二世の健康診断内容の充実や、被爆二世の実態調査の実施について、国に要望してまいりたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	市民生活部	安全安心課 消費者センター
<p>事 項</p> <p>9 消費者政策</p> <p>1) 振り込め詐欺など「特殊詐欺」被害の撲滅に向け、県警、金融機関、自治会等との連携を強化し、積極的な啓発活動を強化すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、振り込め詐欺など「特殊詐欺」被害防止のため、次のような取り組みを行っています。</p> <p>長崎市内各警察署と協力した取り組みとしては、自治会や老人会など地域へ出向いて「地域防犯講座」を実施しています。この講座では、警察署員が実際の犯罪手口などを紹介し「特殊詐欺」等の被害にあわないための対策や心構えなどについて講話を行っています。</p> <p>消費生活相談窓口における取り組みとしては、啓発や情報発信を行っておりますが、近年高齢者を狙った還付金詐欺や劇場型詐欺などの特殊詐欺、点検商法や催眠商法などの悪質商法による消費者被害が多かったことから高齢者向けパンフレットや、消費者センター周知マグネットの作成・配布などを行っています。</p> <p>他にも自治会や老人会などへ出向いて、寸劇などによりわかりやすくお話をする「出前講座」、広報ながさき「上手な暮らし塾」での事例紹介、長崎市メールマガジンや「長崎市消費者を守るネット」での緊急情報の発信及び市立病院や図書館等で消費者啓発用掲示板を設置するなど、様々な手段により被害の未然防止のため、市民への啓発に努めているところです。</p> <p>今後とも、関係部局を始め、庁内外の関係機関等との連携を密にしながら、いち早い注意喚起と、よりわかりやすい啓発活動を目指してまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	市民生活部	消費者センター
<p>事 項</p> <p>9 消費者政策</p> <p>2) 社会人における必要最低限の金融知識を学ぶため、市民（新社会人）を対象としたセミナー等を開催すること。また、学校教育（高校・大学）等においても学ぶ場を設けるよう、働きかけを行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年12月に施行）では、消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育成することが、地方公共団体の責務とされております。</p> <p>この法律に基づき長崎市では、消費者トラブルに対する啓発事業として、契約の知識やカード決済のしくみ、多重債務問題など幅広く消費生活の基礎知識を提供するとともに、消費者トラブルの事例を紹介したりする「出前講座」（平成26年：80回、4,483人）を実施しております。</p> <p>最近では、新社会人への研修の一環として、新入社員研修の1コマとして、この「出前講座」を取り入れていただいている企業もあります。</p> <p>高校や大学では、新社会人としての心構えとして、クレジットカード決済等のお金の話を含めて「出前講座」を実施し、平成26年度は約2,400人の高校・大学生に受講いただいております。</p> <p>また、長崎市では、長崎県金融広報委員会との共催で、金融商品や保険制度など金融経済情報について専門的な知識を紹介する講座を開催しており、広く市民の学習活動を支援しています。</p> <p>今後とも、企業・高校・大学への「出前講座」を実施するとともに、長崎県、県市教育委員会及び長崎県金融広報委員会等の関係機関とも連携し、より多くの市民の方に学ぶ場を提供できるよう啓発活動を進めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	市民生活部 商工部 水産農林部	防災危機管理室 自治振興課 商業振興課 水産振興課 農業振興課
事 項 10. 防災・減災政策 1) 大規模災害時に、市民への迅速な融資を可能とするため、地方公共団体金融支援の制度化を行うこと。			
回 答 長崎市の被災者に対する融資については、市民、中小企業者及び農漁業者それぞれに、次のような支援制度を設けております。 まず、被災した市民に対しましては、大規模災害が発生した場合の金融支援策として、これまで国等からの財政支援を受けられる「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく貸付を実施しており、昭和57年の長崎大水害では798件、平成3年の台風19号におきましては、311件の被災世帯に対して融資を行っております。 併せまして、宅地の災害の発生を未然に防止するため及び災害により損傷した住宅の復旧の促進を図るため、災害のつど定める金額を金融機関に預託し、一定の条件により希望者に低利で融資を行っております。 次に、中小企業者に対しましては、「長崎市中小企業融資制度」において、「災害復旧等支援資金」として、事業の復旧に必要な運転・設備にかかる資金の融資を金融機関から受けるにあたり、長崎市が、取扱金融機関に融資原資の一部を預託しておくことにより、緊急かつ低利での融資が実行できます。加えて、公的な信用保証機関である長崎県信用保証協会の保証料を全額補給することにより、信用力を補完しつつ、利用者の負担軽減を図り、円滑な資金調達が図れるよう制度化しております。 また、漁業者に対しましては、災害による漁業上の損失額について、市の認定を受けた被災漁業者が「天災融資法」に基づく資金の融資及び他の漁業金融制度に基づく災害復旧等に要する資金を借り入れた場合は、その資金に係る利子の一部を補助しております。 さらに、農業者に対しましては、「長崎市農業振興資金融資事業」（預託金事業）が制度化されており、平成18年度には台風13号による被災農業者対策として「台風13号農業経営緊急対策資金利子補給補助事業」を創設し、192件、497,330千円の貸付がありました。 今後も、被災者が迅速かつ低利で融資を受けられることができるよう支援してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	選挙管理委員会事務局
<p>事 項</p> <p>1 1. 政治政策</p> <p>1) 平成 28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、実効性のある啓発活動、環境整備を行うこと。</p>		
<p>回 答</p> <p>選挙の投票率につきましては、平成 27 年 4 月の統一地方選挙においては 20 代の投票率が 20% 台前半と極めて低い結果を示すなど、特に若年層の選挙への関心の低下が懸念されているところです。このような中、選挙権年齢を 18 歳に引き下げる改正公職選挙法が成立し、若年層を中心に投票率を向上させるための環境づくりや選挙啓発がますます重要になると認識しています。</p> <p>平成 27 年度からは、選挙権年齢が引き下げられることにより選挙権を得ることとなる高校生をはじめ、将来の有権者である小中学生に対して、学校教育との連携により出前授業や模擬選挙を実施する取り組みを始めています。選挙管理委員会の職員が学校現場において児童・生徒に対して直接説明を行ったり、本物の選挙器材を使った投票体験をすることにより、政治や選挙への関心が高まり、若年層の投票率向上につながっていくものと考えています。</p> <p>選挙執行期間においては、広報誌、テレビ、ラジオなどのメディアや市役所に掲げる看板等に加え、SNS などインターネットを通じた投票日等のお知らせを行うなどして、選挙に関する情報提供に努めています。</p> <p>また、大学生等との連携により、大学構内においてチラシや啓発物資を配布して投票促進を図っています。さらにこの取り組みを一步進めて、身近な場所で投票できるように、平成 28 年夏の参議院議員通常選挙において大学構内に期日前投票所を設置する準備を進めています。</p> <p>有権者の皆様に投票していただく投票所は市内 157 ヲ所の中核市の中では 2 番目に多い箇所数となっていますが、これは斜面地に投票所を手厚く配置するなど、長崎市の地形的な特徴に配慮してのものです。</p> <p>それ以外にも、期日前投票所を支所・行政センターをはじめ、利便性の高い商業施設に設置しています。期日前投票の割合は平成 27 年 4 月の統一地方選挙においては全体の投票率の 24% に達しており、制度自体かなり定着していることがうかがえます。選挙管理委員会としては、現在開設している期日前投票所の利用促進を図るとともに、制度の周知にも一層力を入れていきたいと考えています。</p>		

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	水産農林部	水産農林政策課 農業振興課
事 項 12. 食料・農林水産業政策 1) 「地産地消」事業の推進により長崎の食をPRするとともに、食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。			
回 答 <p>「長崎の食」のPRにつきましては、「ながさきの『食』広告宣伝事業」において、テレビ媒体を活用し、旬な食材、イベントや生産者等の情報を発信するなど、様々な媒体を積極的に活用しているところです。</p> <p>また、地元農水産物直売所で行われるイベントや長崎の農水産物を一堂に会してPRするイベント「ながさき実り・恵みの感謝祭」、地域の飲食店とも連携した「戸石はも・かに祭り」や「のもざき伊勢えびまつり」、「外海水いかまつり」、「戸石とらふぐかき祭り」など年間を通じて旬の魚の魅力をPRするイベントなど、生産者と市民や観光客との交流の場を通じた長崎の豊富な農水産物のPRにも努めております。</p> <p>平成27年度からは、魚のまち長崎応援女子会と連携して作成した魚の離乳食レシピ「フィッシュスタート」を4か月児健診時に配布し、新たな魚食普及の取り組みも始めております。</p> <p>今後は、夜景観光の強化や「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録、また、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界文化遺産登録が予定されていることから、更なる交流人口の拡大が見込まれます。この機会に、重点品目である「なつたより」「長崎和牛・出島ばらいろ」「長崎の魚」を中心に、観光客への魅力発信も強化し、消費拡大に向けて取り組んでいきます。</p> <p>さらに、道の駅夕陽が丘そとめにおいて、品揃えの充実や駐車場の整備などにより、観光客の受入れ体制の強化を図るなど、より一層「食」と「観光」の融合による観光客誘致や消費拡大、地産地消に取り組んでまいります。</p> <p>食の安全については、市民や観光客の皆さまが安心して「長崎の食」を楽しんでいただけるよう、市民健康部と連携しながら、生産者や食品関連事業者に対し指導・監視を行うなど、衛生管理等に対する意識の醸成を図っております。</p> <p>また、国や県においても農産物直売所の代表者を対象とした農薬の適正使用や食品表示の指導が行われており、長崎市におきましても、農薬による薬害防止を図るため、行政センターなどの関係部署に農薬適正使用のポスターを設置し周知を図っております。</p> <p>今後とも、国や県などの関係機関と連携し、「地産地消」事業の推進により長崎の食をPRするとともに、食の安全管理に対する指導と監視の徹底に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	環境部	環境政策課
事 項 13. 環境政策 1) 長崎県では、観光事業の拡大を基に、国の選定を受け、「次世代自動車インフラ整備促進事業」が展開されており、平成 25(2013)年 3 月からは、国の充電器支援制度が拡充された。観光都市長崎を強く宣伝・強化するためにも、引き続き充電環境の積極的な整備促進を図ること。 また、水素を使用した燃料電池自動車（FCV）の導入についても、国と連携して環境の整備の取り組み等を検討・推進を行うこと。			
回 答 深刻な環境問題である地球温暖化を防止するため、長崎市では、温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会を目指しているところであり、その構築に向け策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画」の中期削減戦略において、自動車使用の低炭素化を掲げております。 長崎市役所としても、自動車使用の低炭素化を実現するため、「長崎市役所次世代自動車等導入計画」を策定し、公用車における次世代自動車等の環境対応自動車を計画的に導入するとともに、民間への普及促進を図っているところです。 中でも、電気自動車の普及につきましては、市民が安心して電気自動車を走行できる環境が必要であることから、充電設備の整備が不可欠であると認識しております。 そこで、長崎市は、市民への普及啓発や導入促進を図る目的を兼ね、市内全域を一定カバーするため、琴海行政センター、三重地区市民センター、東部地区にこにこセンター、三和行政センターの 4 箇所に普通充電器（200V）を設置し、当分の間、費用を無料として運用しています。 現在の長崎市内の充電設備の設置状況といたしましては、平成 28 年 1 月 4 日現在で、急速充電器 7 基、普通充電器 47 基が整備されております。このうち、一般開放されているものは、急速充電器 6 基、普通充電器 18 基の合計 24 基があり、内訳といたしましては、自動車販売店が 14 基、ホテル業者が 4 基、民間駐車場が 2 基、長崎市が 4 基となっており、平成 26 年度から 2 基増加している状況です。 このような中、今後の電気自動車の走行のためのインフラ整備につきましては、「長崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づく民間事業者を含めた充電設備の設置動向を見極めてまいりたいと考えております。また、観光都市として、観光地を中心とした充電設備の設置についても、情報提供、共有を行ってまいります。 また、温室効果ガスの排出量を大幅に削減することができる燃料電池自動車（FCV）の導入や水素ステーション等の設置につきましても、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>14. 交通政策</p> <p>1) 「交通政策基本法」の理念に基づき、審議会・協議会の提案や、意見交換の場所の提供等、地域公共交通問題の解決に向け具体的な取り組みを実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>国においては、国民生活及び経済活動にとって必要不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念を定めた法律である「交通政策基本法」が平成 25 年 12 月に施行され、その基本理念に則り、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成 26 年 11 月に改正されております。</p> <p>その中で、まちづくりと連携し、面的なネットワークを再構築する考えのもと、地域戦略の一環として市町村などが主体となり、交通事業者や道路管理者、利用者などからなる協議会を組織し、公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークの再構築が図ることが重要とされております。</p> <p>長崎市においても、少子高齢化の進行などにより、交通弱者が増加していく中、住民の足の確保は、ますます重要となっており、地域の需要に応じた路線バス等の確保や、地域の実情に即した輸送サービスなど運行事業者、利用者、行政などが一体となり取り組んでいくことが重要であると考えており、今後とも、運行事業者相互の連携や情報の共有に努めてまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>14. 交通政策</p> <p>2) 交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎市として具体的な施策を行うこと</p>			
<p>回 答</p> <p>ヒト・モノの輸送を担っている交通輸送産業は、日本経済及び地域の移動手段の確保を支える重要な社会基盤産業である一方、中高年の男性労働力に依存しており、将来的に深刻な労働力不足に陥る懸念があることなどから、こうした社会基盤産業を支える労働力の確保は重要な課題であると認識しております。</p> <p>このような中、平成26年7月、国土交通省は、トラックやバス、タクシー事業及び自動車整備業の人材不足を解消するため、自動車運送事業における労働力確保対策について検討状況のとりまとめを行っております。内容は、現状の原因とされる、「不規則・長時間労働・力仕事」といった業界体質を抜本的に改革し、最大の潜在的労働力である女性や若者の就労を促すため、「採用から定着まで一貫した取組」、「『働き方』を変える抜本的な取組」、「労働生産性を向上させる輸送効率化の取組」の3つを実施するものであります。</p> <p>国土交通省は、今後、とりまとめ・整理の内容を具体化し、実行に移していくとともに、進捗を管理し、適時適切に見直しを行っていくとのことから、長崎市といたしましては、今後どのように活用できるか、国の動向を注視していきたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>14. 交通政策</p> <p>3) 自家用車によるライドシェアサービス（白タク行為）を特区・交通空白地にて容認する意向が政府より出されているが、安全面で問題があり、長崎市においてはこのような特区を要望しないこと。また過疎地・交通空白地では「自家用有償旅客運送」にて対応すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>自家用有償旅客運送は、一般旅客運送事業であるバス、タクシー事業の類似行為となるため、バス・タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない（委託できる一般旅客運送事業者がない）場合に、例外として法律上認められたものであると認識しております。</p> <p>そのような背景から、行政が公共交通を導入する際も、一般旅客運送事業の許可を取得した民間バス・タクシー事業者に委託することが前提とされており、現在、長崎市が運行しているコミュニティバス・乗合タクシー等も、一般旅客運送事業として、バス・タクシー事業者に運行をお願いしているものです。</p> <p>現在、公共交通空白地域のうち、住宅が連坦し、一定規模の人口が集積している地域において、実証運行により採算性の確認を経て乗合タクシー等を運行し、その解消を図ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、人口規模が小さく採算面に課題がある箇所や、道路幅員が狭隘な箇所などにおいては、行政が主体となった現在の運行形態による公共交通の導入は難しいため、新たな仕組みづくりが必要と考えており、貴協議会の要望を踏まえたうえで、検討したいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
事 項 14. 交通政策 4) 「改正タクシー特措法」に基づき、本年8月に長崎交通圏も特定地域の指定を受け、これにより「強制減車・営業制限」ができるようになった。適正車両数までの「強制減車・営業制限」を行うよう、是非「長崎モデル」とした発信を行うこと。			
回 答 長崎市におけるタクシー事業につきましては、平成21年度以降、「長崎交通圏タクシー特定地域協議会（旧名称：長崎交通圏タクシー適正化・活性化協議会、長崎交通圏タクシー準特定地域協議会）」（事務局：県タクシー協会・市タクシー協会）、が設置され、運転者が属する各労働組合も含めて、長崎交通圏内のタクシー輸送に関する諸問題について議論がなされております。 長崎交通圏（長崎市、時津町、長与町）の近年の状況といたしましては、平成27年2月に、新規参入や増車の禁止、供給削減義務が課される「特定地域」の指定を受けるなど、厳しい環境にあります。こうした状況を踏まえながら、今後も同協議会において議論を推進させ、労働環境を含めたタクシー事業の適正化、活性化を図ってまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
事 項 14 交通政策 5) 交通事故撲滅及び慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (1) 適切な信号の配置・制御			
回 答 信号機の配置や制御につきましては、交通管理者の警察によりますと、円滑な交通と交差点の安全性を確保するため、通行する車や歩行者の状況を把握するとともに、隣接する信号機との連携等も考慮しながら、適切な配置や制御に努めているとのことであります。 長崎市としましては、交通渋滞の緩和や交通事故対策を図るため、今後とも市民の皆様からのご意見等を踏まえながら、信号機の適正な配置・制御が行われるよう、交通管理者と協議していきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部 都市計画部	土木企画課 都市計画課
事 項 14. 交通政策 5) 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (2)バス専用通行帯（特に通勤・通学時間）の違法走行・駐車取締強化			
回 答 バス専用通行帯につきましては、バスの定時性を確保することにより、バス利用者の利便性を向上させ、マイカー等からバスへの転換を促進することを目的に設置されており、現在、国道 206 号の岩屋橋交差点から NHK 前まで、国道 202 号の長崎駅南口から大波止交差点までなど、8 区間、延長約 8.8 キロメートルが指定されております。 一般車両の乗り入れ規制につきましては、道路標識や路面表示、あるいはカラー舗装化や道路情報板での周知を図るとともに、随時、交通管理者である警察による取り締まりが行われているところでございます。 今後とも、違法走行や違法駐車車両の取締強化につきまして、関係機関と連携しながら、市内道路交通の円滑化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部 環境部	土木企画課 環境政策課
事 項 14. 交通政策 5) 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (3) ノーマイカーデー取り組み（周知）強化			
回 答 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のための、公共交通への利用転換に向けたノーマイカーデー取り組み（周知）強化につきましては、特にゴールデンウィークやランタンフェスティバルの観光繁忙期には、マイカー自粛運動を広く市民に呼びかけているところであり、地球環境保全の観点からも長崎県と連携を図りながら「県下一斉ノーマイカーウィーク」の取り組みを進めているところです。 併せて、市としても率先して取り組みを進め、広報ながさき、長崎市ホームページ等によって、市民、事業者にマイカーから公共交通機関への乗換えを促し、今後も、更なるノーマイカーデー取り組み（周知）強化を図るため、関係団体との連携を進めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
事 項 14. 交通政策 5) 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (4)パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大			
回 答 市内中心部における交通渋滞の緩和等を目的として、自家用自動車から公共交通機関への乗換えを促進するため、平成13年度からパークアンドライド駐車場として、松山地区の3公営駐車場の運用を開始するとともに、市営桜町駐車場においては、平成23年4月から土・日・祝日に限って料金定額制を本格的に導入しております。 パークアンドライド駐車場の有効活用に向けた広報活動につきましては、長崎市のホームページや駐車場マップへ掲載するとともに、ゴールデンウィークやランタンフェスティバルなどの観光繁忙期には、案内看板の設置などにより、活用促進について広く市民に呼びかけているところであります。 また、公共交通との連携による利用者の利便性向上を図るため、市営松山町駐車場におきまして、路面電車の1日乗車券を販売するなど、パークアンドライド駐車場の利用促進に努めております。 今後とも、道路交通の円滑化や渋滞緩和のため、パークアンドライド駐車場の有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大等に取り組んでまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>14 交通政策</p> <p>5) 交通事故撲滅及び慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。</p> <p>(5) 長崎市北部地区渋滞緩和策として</p> <p>① 住吉・赤迫間の道路幅拡幅</p>			
<p>回 答</p> <p>国道 206 号の住吉町から赤迫電停付近につきましては、他の区間に比べ車道幅員が狭く、電停の構造物などによる圧迫感もあり、さらに狭く感じられる部分もあります。</p> <p>住吉町から赤迫電停付近までの拡幅につきましては、道路管理者の長崎県によりますと、沿道には多くの建物が連なり、多くの建物移転を伴うことなどから、難しいとのことであります。</p> <p>長崎市としましては、当該区間を含めた国道 206 号の交通渋滞を抜本的に改善するためには、長崎南北幹線道路とこれに続く西彼杵道路の整備が必要不可欠と考えております。</p> <p>このような中、長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に整備促進に向けて要望活動を行っており、平成 27 年度から要望活動をさらに強化するため、新たに経済団体や交通運輸団体、沿線の観光施設の方々にも加入していただき、組織の拡充を行い、国や県等に対し要望を行ったところであります。</p> <p>今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、関係者のご協力をいただきながら、国や県及び県議会、並びに県選出の国会議員等に対し、働きかけを行っていきたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>1 4 交通政策</p> <p>5) 交通事故撲滅及び慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。</p> <p>(5) 長崎市北部地区渋滞緩和策として</p> <p style="padding-left: 20px;">② 道ノ尾交差点の長与方面への右折帯の設置</p>			
<p>回 答</p> <p>国道 206 号の道ノ尾交差点は、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しており、主要渋滞箇所にも選定されております。</p> <p>国道 206 号の道ノ尾交差点を赤迫から長与町方面に右折する際の右折車線の延長につきましては、道路管理者の長崎県によりますと、沿道の西側にはJR長崎本線が近接し、東側には大型の建物が連なっていることから、難しいとのことであります。</p> <p>また、右折信号時間の延長につきましては、交通管理者の警察によりますと、交差点を通過する他の交通に大きく影響することから、大幅な延長は難しいとのことでありますが、今後も全体の交通状況を勘案しながら、信号時間の調整を行っていきたいとのことであります。</p> <p>長崎市としましては、道ノ尾交差点を含めた国道 206 号の交通渋滞を抜本的に改善するためには、長崎南北幹線道路とこれに続く西彼杵道路の整備が必要不可欠と考えております。</p> <p>このような中、長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に整備促進に向けて要望活動を行っており、平成 27 年度から要望活動をさらに強化するため、新たに経済団体や交通運輸団体、沿線の観光施設の方々にも加入していただき、組織の拡充を行い、国や県等に対し要望を行ったところであります。</p> <p>今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、関係者のご協力をいただきながら、国や県及び県議会、並びに県選出の国会議員等に対し、働きかけを行っていきたいと考えております。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
事 項 14. 交通政策 6) 地域 IC カード「長崎スマートカード」の運用にあたり、既存システムの更新に活用できる補助制度の拡充を講じること。			
回 答 地域 IC カードについて、運行事業者が加盟する長崎県バス協会に見解をお聞きしたところ、「現在のスマートカードは導入を始めてから 10 年以上が経過し、更新の必要性は認識しているが、更新に当たっては、整備に要する費用の問題や運用している事業者間の調整などの課題があり、今後、更新を検討する際には、他の交通事業者などで運用が行われている相互利用可能な IC カードの先進事例なども参考にしながら、検討を進めていきたい。」とのことですので、長崎市といたしましては、今後どのような対応ができるか、関係機関の動向を注視していきたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	都市計画部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>14. 交通政策</p> <p>7) 公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市には、地形的制約等からバスの乗り入れがなされていない「バス空白地域」が存在しており、これを解消していくことは、交通施策上、重要な課題と認識しております。</p> <p>バス交通空白地域の解消にかかるこれまでの取り組みとしましては、市街地における乗合タクシーをはじめ、合併地区や離島におけるコミュニティバスやデマンド交通の運行など、様々な形で市民の日常生活における交通手段の維持、確保のための施策を行っております。</p> <p>これまで、地元自治会等との協議を行いながら、運行ダイヤ、運行ルートの見直し、また、運行内容の周知を行うなど利用促進に向けた取り組みを行いながら、補助金の削減に努めているところでございますが、路線維持に伴う長崎市の財政負担も年々増加しており、その維持、確保が課題となっております。</p> <p>また、併せて、高齢化の進展に伴い、新たな導入要望も多く寄せられており、地域の需要や実情に即した公共交通のあり方を確立する必要があるものと考えております。</p> <p>長崎市にとりましては、高齢化社会を迎える中で、日常の交通手段の確保は大変重要な課題でありますので、今後も地域の実情を的確に把握したうえで、交通事業者との連携を図りつつ、効率的かつ持続可能な公共交通の維持、確保に取り組んでまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
事 項 14. 交通政策 8) 公共交通機関の利便性向上のため、以下の施策を行うこと。 (1) 「蛍茶屋・正覚寺・赤迫」電停付近にタクシー乗り場を設置すること。			
回 答 <p>路面電車からの結節点におけるタクシー乗り場につきましては、4箇所ある発着点のうち、石橋電停付近には確保されていますが、その他の発着点には確保されておりません。</p> <p>蛍茶屋電停付近につきましては、タクシーへの乗継ぎの実態調査を実施するとともに、道路管理者などの関係機関と協議しておりますが、バス停との乗継ぎの問題や、埋設物の移設問題、周辺住民との調整などの課題が多く、実現には至っておりません。</p> <p>赤迫電停付近につきましては、過去に路面電車からタクシーへの乗継ぎの実態を調査しておりますが、必ずしも乗継ぎが多い状況ではなく、また、安全面やバリアフリーに配慮した歩道幅員の確保などの課題があり、限られた道路幅員の中では、早急な対応は難しい状況であります。</p> <p>正覚寺電停付近につきましては、現在、浜町地区におきまして、再開発事業が計画されていることから、この中で、タクシー乗り場の整備についても検討してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにしましても、タクシー乗り場の設置は、道路交通の円滑化を図るうえで、有効な施策であると認識しておりますので、引き続き、関係機関と協議してまいりたいと考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	企画財政部	都市経営室
<p>事 項</p> <p>14 交通政策</p> <p>8) 公共交通機関の利便性向上のため、以下の施策を行うこと。</p> <p>(2) 市庁舎移転計画に於いて設計段階から玄関付近に利便性と安全性の高いタクシー乗り場を確保すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市庁舎は、年齢や性別、国籍を問わず、多様な人々が訪れる場所です。そのため、建て替えにあたっては、多くの人々が不自由なく利用できることを目指す必要があると考えており、「長崎市新庁舎建設基本計画」におきましても、基本方針の一つとして、「高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指す」ことを掲げております。</p> <p>また、整備方針といたしましても、「まちの活性化に貢献する庁舎」を掲げ、多目的に利用できる広場や、まちなかにつながる歩きやすい環境の整備と併せて、公共交通の利便性の確保を図ることとし、具体的な取り組みとして、バス停、電停の改善や、タクシーベイの整備についても検討することとしております。</p> <p>ご要望のタクシー乗り場設置につきましては、今後、具体的な新庁舎の設計段階におきまして、利便性や安全性に配慮しながら、しっかりと検討していきたいと考えております。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
事 項 14 交通政策 9) トラック、タクシー駐車ベイの増設を行うこと。また、既存のベイの違法駐車 の摘発を強化すること。			
回 答 市内におけるタクシー及びトラックベイは、現在、長崎市内の公道上に、タクシー用が 14箇所52台分、トラック用が6箇所19台分整備されております。 この他にも、荷さばき用の駐車施設については、平成13年6月から、一定規模以上の 建物を建築する際には、条例によりその設置を義務づけており、平成26年度末で、48施 設、220台分の駐車施設の届出がなされております。 また、平成18年6月1日の改正道路交通法の施行にあわせ、長崎警察署管内において は、春雨通りの郊外向けの車線など3区間、浦上警察署管内においては、住吉地区や平和 町地区の7区間において、時間帯を指定して荷さばき車両に対する駐車規制の緩和などの 対応がなされたことから、荷さばき用のスペースが大幅に拡大しております。 タクシーベイやトラックベイを既存の道路上に新たに確保することにつきましては、限 られた道路空間の中で、一般車両の走行空間やバリアフリーに配慮した歩行空間を確保す る必要があるため設置スペースの確保が難しく、また、設置に伴い車両が周辺道路に集中 することによる混雑の懸念など運用面での問題もあることから、早急な対応は難しい状況 でございます。 しかしながら、平成25年度には、既存のトラック・タクシーベイの機能向上を図るた め、違法駐車防止対策として、カラー舗装化を実施したところであります。 なお、平成26年度には、めがね橋周辺におけるタクシーベイの設置について検討いた しましたが、地元の協力を得られない状況でございます。 また、浜町や新大工地区におきましては、再開発事業が推進されていることから、これ に併せて、トラック・タクシーベイの整備についても検討していくこととしております。 今後とも、トラック・タクシーベイの利便性向上に努めるとともに、違法駐車取締強 化について関係機関と連携するなど、快適な道路環境や道路交通の円滑化に向け、取り組 んでまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	土木部	土木企画課
事 項 14 交通政策 10) 長崎の玄関口にあたる「長崎空港」にタクシーの迎車スペースを設置するよう、長崎市より長崎県並びに長崎空港・大阪航空局長崎空港事務所へ引き続き要請を行うこと。			
回 答 長崎空港は、長崎空港ビルディング株式会社が管理し、国土交通省が運営している空港であります。施設の設置などにつきましては、大阪航空局長崎空港事務所が所管しております。 長崎空港には迎車専用のスペースは設置されておきませんが、旅客ターミナルビル到着口付近には、3台程度駐車できるタクシー乗り場が設置されております。 タクシー迎車スペースの設置につきましては、大阪航空局長崎空港事務所長あてに文書にて依頼を行っておりますが、長崎空港ビル前駐車スペースは、空港連絡バス、身体障害者用スペース、一般車両の降車専用スペース、タクシー待機スペース等、狭隘のためタクシー迎車専用の駐車場を設置することはできないとのことでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	文化観光部	観光政策課
事 項 15 観光政策 1) 長崎市内の宿泊・休憩施設について、長崎市として既存施設充実の補助金創設や増設に向けた支援を行うこと。			
回 答 長崎市の観光客の状況としましては、平成24年10月の世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録への機運の高まり等により、平成26年の長崎市観光客数は過去最高の630万6,800人となりました。 平成27年7月の「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産への登録に加え、平成28年には、ねんりんピックやデスティネーションキャンペーンの実施により、観光客数の更なる増加が期待されます。 市内宿泊施設の稼働状況につきましては、平成26年長崎市宿泊客数274万1,500人に、平成23年から平成25年までの観光動向調査に基づく平均宿泊数1.48泊を乗じて算出した延べ宿泊客数の推計値により、市内宿泊施設の利用率を算出しますと77.2%で、ランタンフェスティバルの期間中など予約が取りづらい状況もあります。 長崎市には148の宿泊施設がありますが、今後、年間を通しての誘客により、行楽シーズンや修学旅行シーズン等の繁忙期以外の閑散期や平日への観光客の誘導施策やリピーター確保による底上げを図り、高位平準化を推進したいと考えており、宿泊施設の料金につきましては、繁忙期のニーズに応じた判断で価格設定しているものと考えております。今後、宿泊施設への支援制度のあり方につきましては、長崎市宿泊施設協議会と協議を行い、研究してまいりたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 連合長崎地域協議会	担 当	文化観光部	観光政策課 出島復元整備室
事 項 15 観光政策 2) 現在主要な観光地である、「めがね橋」「出島」「小菅そろばんドック」において公設の駐車場を設置すること。			
回 答 めがね橋付近は、住宅密集地であり、周辺での土地確保が困難なため、現状では民間が経営している駐車場を活用していただいております。今後、観光客用の公設駐車場の設置については、必要性・設置可能性について調査を行ったうえで、地元自治会等とも協議を行い、公設駐車場の設置については検討を行いたいと考えております。 出島周辺において、乗用車については、民間の駐車場が約 650 台あり一定整備されているため、そちらの利用を促しております。ただし、障害者向け駐車場については、入口への利便性が高い場所に確保できないか検討を行っているところです。また、団体が利用するバスの駐車場については、出島周辺の整備事業を踏まえ、中長期の計画の中で検討したいと考えております。 小菅修船場跡（ソロバンドック）については、構成資産が三菱重工業(株)長崎造船所の所有となっており、観光客用の駐車場がございません。また、構成資産の周辺にも駐車場を確保できないものであります。観光客の安全確保・交通渋滞防止のために、観光客の方には公共交通機関で来場するように周知を行っております。			